

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,407千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 日置和彦

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 水道事業収益		60,642
	1. 営業収益	60,411
	2. 営業外収益	231
2. 繰越金		8,740
	1. 繰越金	8,740
3. 財産収入		25
	1. 財産運用収入	25
6. 村債		15,000
	1. 村債	15,000
歳入	合計	84,407

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 水道事業費		84,407
	1. 営業費用	57,573
	2. 営業外費用	21,774
	3. 予備費	5,060
歳出	合計	84,407

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方公営企業災害復旧事業債 (西原村中央簡易水道事業熊本地震本 復旧工事)	15,000	証書借入 または 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金について、利率の 見直しを行った後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定するも のによる。ただし、村財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしく は低利に借換えすることができる。

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 水道事業収益	60,642	62,111	△1,469
2. 繰越金	8,740	13,000	△4,260
3. 財産収入	25	80	△55
6. 村債	15,000	0	15,000
歳入合計	84,407	75,191	9,216

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水道事業費	84,407	75,191	9,216	0	15,000	230	69,177
歳出合計	84,407	75,191	9,216	0	15,000	230	69,177